

危険ドラッグ等の濫用防止の効果的な普及啓発に関する研究

分担研究課題

危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発の方法に関する調査研究
3 年間の研究総括

分担研究者：鈴木順子（北里大学 名誉教授）

平成 29 年度分担研究の骨子

【目 的】

平成 28 年度先行研究において、『地域社会における薬物乱用防止は、正規流通品の乱費、不適正使用から危険ドラッグなどの乱用まで、包括的に実施されるべきことが必要であり、特に、乱用防止教育・啓発については内容のブラッシュアップから教育の体系化と適時適正な指導方法・標準的教材の開発、教育担当者の育成が急務である。』と結論したことに基づき、現存する啓発・教育体系を補完できる、あるいは下支えできる、そして相互に還流可能な「地域に根差した薬物乱用防止意識・常識作り」は可能であるかを手法、技術、行政体系との関係、担い手の育成等の観点から検討するものとした。

【計 画】

- 調査研究 1 一般的な市民を対象とした場合の効果的な啓発教育手法の実践的探索
- 調査研究 2 地方における 0 次予防体系の一環としての薬物濫用防止対策の意義の探求
- 調査研究 3 地域包括ケア単位における多職種による薬物使用適正化・濫用防止活動の可能性について

平成 29 年度分担研究の総括

1 地域住民の意識変容・行動変容のための啓発教育のありかた

先行研究における意見聴取では、『現在の「薬物濫用防止」に係る啓発・教育が学校においても地域においても十分にカリキュラム化、プログラム化されているとはいえ、相互に関連性が定かでない取組がランダムに展開されていることが多い、そのため、自分たちの活動が果たして効果を生んでいる

のかどうか評価できない、ゆえに次段階の行動化に進み得ない、また、代償的にキャンペーンなどの一時的イベントを淡々とこなす、など、実施者にとっても、参加者にとってはなおさらに非生産的な方向に向かってしまう可能性がある。』などといった意見が多く出された。

そもそも、学校などの確固な場、固定的関係を作りやすく持続しやすい場でないとこ

ろで教育や啓発が犯罪などの抑止力となっているかを数量ベースで測定するのは困難である。

しかし、これを逆に考えれば、教育や啓発が力を発揮していると実感できる局面とは

- ① 教育や啓発の内容が当事者の日常の常識となっているとき、
- ② 教育・啓発にあたるものと当事者が、日常的に触れ合える関係となっているときということになるであろう。

以上のような前提に立って、「薬物濫用防止」の教育や啓発を考えたとき、

結果として、当事者の日常生活レベルでの「常識的行動様式」にまで肉薄するには

- ① 継続的な機会、わかりやすく内容、体系化された知識、かつ容易に実体化できる行動目標などが担保されること
 - ② 以上の内容や目標が効果的に提示されること（教育者・啓発者がそのような視点、スキルをもっていること）
 - ③ 場の設定、対象の違い、数、に応じた展開が可能なこと（プログラムの懐が深いこと）
- などが客観的に求められる要件となるものと考えられる。

2 薬物濫用防止に係る持続的な地域啓発教育の担い手

先年の研究によれば、行政としても数量ベースで評価できないことはなかなか税金を投入しにくい＝施策化しにくいという率直な意見がでたが、それは正論であって、もれなく教育や啓発のすべてを行政に委ねるのは地域形成に対する自律的責任という意味でも現状では適当ではなく、むしろ行政は教育や啓発については、しっかりとした

バックボーンを構築し、教育・啓発を「請け負ってもらえることのできるプロフェッショナル」を適正に動員できる指示体制（ガバナンス）を持つべきである。

また、薬物濫用防止教育や啓発活動を担える人材の条件とは、「日常生活に近いところでの薬物濫用防止に関する意識づくり、常識づくりに関与できる＝薬物濫用防止に関する乱用防止ということに相当のモチベーションがあり、日常的に関与が可能で、教育・啓発内容に一定の責任がとれること」＝結果責任を負うプロフェッショナルであることが望ましい。

すなわち、学校薬剤師が環境衛生のみならず、学童・生徒のくすり教育を担っているように、学校の外では、薬局の薬剤師が地域の薬事衛生を教育的に担う局面があっても何ら不思議ではないし、地域の公衆衛生の向上や地域としての生活の安全や安心を含めた質の確保はむしろ必然の業務でさえある。結局、現存する教育啓発システムを支え、機能を向上させ、成果の標準化を図る最大の方法とは、「薬物濫用防止」を日常臨床として実施することができる体力、ノウハウ、スキルを薬局と薬剤師の双方がもつことであろう。

機会も経験も少ない薬局の薬剤師たちが、一般市民を対象として何らかの教育・啓発活動を行っていく場合、考慮しなければならないことを先行的に検討実施したところ、

- ① 参加型の研修では、規模と参加者バックグラウンド、参加者の関心事項などが可及的に拡散しないことが望ましい。拡散傾向にあることが想定できる場合には、off-JT型、参加者数限定、背景や関心事項が比較的均一である場合は、OJT型で

設定するのが有効であった。(常に成立するかは不明)

- ② 継続的に実施することが、仲間意識を育て、教育担当者と参加者の距離感を小さくし、関係性において成果が見えやすくなる。
- ③ テーマやビジョンが明確であることによって、単独参加者が次回、友人・家族等

を誘ってくるが多くなり、学びが生活化される。などの点が見えてきた。

その一方で、専門に近いスキルはやはりあったほうがよく、基準となるテキストなども必要であるということから、継続課題となっている、学会等が有する薬物濫用防止等に関する教育スキル、啓発スキルの共有等について、更に検討が必要である。

平成 30 年度分担研究の骨子

【目的】

前年度研究において、薬物濫用防止に関する啓発普及は、『地域に根差した薬物乱用防止意識・常識作りに係る多角的で持続的な活動によって支え得る』と結論したことに基づき、平成 30 年度研究においては、概況の分析と現況における地方自治体の薬物濫用防止計画等の分析から、現在の薬物濫用防止活動を効果的に補完し、地域社会の薬物類の流通・使用の適正化を図り得る新たなシステムのありかたをより明確にすること、及びその担い手となるべき共助体系の意識形成、並びに方法論・手段などの開発・共有にむけた活動を行うこととした。

【計画】

- 調査研究 1 平成 30 年度における薬物事犯の概況分析と地方自治体の薬物濫用防止計画等の分析
- 調査研究 2 共助体系による地域の薬物濫用防止活動を円滑に進めるための研究会設置と講演会・セミナー実施及び関係組織との協働関係の構築の試み
- 調査研究 3 業態・規模・経営の異なる薬業関連組織が行う地域貢献事業の分析・評価と将来展望に関する考察

平成 30 年度分担研究の総括

1 大麻事犯の組織犯罪化と地方自治体の薬物濫用防止施策

1) 大麻事犯の組織犯罪化と生活局面における不断の看視支援の必要性

本調査研究では、まず近時の薬物事犯の

動向と地方自治体の薬物濫用(乱用)防止対策の状況について検討を行った。

薬物事犯の動向から、特に若年層の大麻汚染の飛躍的増加と再犯率の上昇がみられ特に、薬物濫用防止に係る教育を受ける機

会が多いはずの生徒・学生層において、そのほかの層以上に大麻事犯が急増していることについて、他の違法薬物に比べて大麻に対する禁制意識の低さがあることを基礎に

- ① 誘引圧力が高まっていること
- ② 社会的看視の眼が及ばないこと
- ③ 従来の教育啓発のみでは、①、②に対抗しきれないこと

などの要因が働いている可能性が抽出された。

更に、再犯率の上昇や、警察庁の調査から、大麻については、ここ1、2年の経過中において、急速に流通ルートが出来上がりつつあり、個人間の流通ではなく、組織的な流通が主力になりつつある。すなわち組織犯罪化していると考えられ、この点において、大麻は、医学生理学的意味もさることながら、社会学的な意味で文字通りの「ゲートウェイドラッグ」としての位置を占めるに至ったと推定でき、一層の警戒を要する事態に立ち至ったと考えられる。

地域社会において孤立傾向を深める個々人の誘因圧力に対する防衛力は、そもそもの禁制意識の低さも相まって、それほど強固なものとは考えにくい。禁制意識が内面化されていない以上、日常的な支援看視体制がなければ、ヒトの意識は容易に今ある問題について楽な解決に向かうものであり（いわゆる正常化バイアス）、それを補正するための日常のかつ生活化された看視と支援が喫緊で必要であると思われる。すなわち、日常生活局面における一次予防及び三次予防体制の充実と強化が望まれる。

それと同時に、取締り体制をより強化しなければならないことはいうまでもない。

2) 地方自治体の薬物濫用防止計画等の弱点

調査によれば、都道府県における薬物濫用防止計画は多少の焦点や力点の違いがあったとしても、柱—プラン—アクションという基本構造を持つ。このような構造では、行政目標と行動及びその責任の関係が明示され、担当部署において採るべきアクションが明確であるという利点があるが、逆に末端に行けば行くほどバリデーションの確保が困難になり、アクションやプラン、ひいては計画それ自体の矮小化又は希薄化させる可能性がある。

特に一次予防レベルにおいてこの傾向は大きくなるようである。その理由は、二次予防とは異なり、一次予防は行政の指導力を直接的に発動すべきところではなく、行政はパイロットリードと後方支援を担当しなければならないからである。一次予防の主体は地域住民であり、期待されるべきはその自助力・互助力である。

この場合、そもそもパイロットリード自体が効率の良いものではなく、まして市区町村行政を挟む場合、その事情によっては、リード力が先細りすることも否めず、すでに一定確立されている学校教育部面以外の対策がピンポイントになりがち、あるいはアクションとして明確なものに偏りがちであることは現状が示すとおりである。

このような一次予防体制が、それだけで薬物濫用防止に関する地域ニーズに対応できるか、とりわけ変わりつつある大麻犯罪の態様に対して効果的な抑止力を発揮できるかは極めて難しい課題である。

本来、厚生労働案件である薬物乱用防止対策が、指導・啓発・教育といった一次予防

レベルにおいて文科や警察よりになり、地域福祉的観点希薄になることについては、社会コミュニティの現況に必ずしもそぐわないし、住民の自主性確保という点においても不十分である。

社会的看視力の強化（地域住民の生活に沿った日常的な啓発・教育による）と従来からある学校教育を中心とした教育啓発の強化を両輪で進めなければならず、そのためには地域におけるキーパーソンや団体の新たな掘り起こしと育成は必須であると考えられる。

2 地域における薬物濫用防止対策 1 次予防レベルにおける共助体系の参画

地域の共助職種が、日常臨床の一部として薬物濫用防止を中心とする地域の生活レベルにおける医薬品等の適正流通・適正使用に係る看視や啓発・教育を担うことの合理性、必要性を検証するとともに、新たに経験のない領域での活動に取り組む場合の受け皿・集約点となり得る組織（研究会）を構築した。

1) 地域の共助体系が日常臨床の一部として地域の看視・啓発・教育を担うことについての理論的整合性の確保

—社会制度・法の動向の検討—

(1) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、医療・介護のみに特化したシステムではなく、地域コミュニティの存続と成長を期するための社会システムである。ただし、その中心的課題が地域住民の健康であって、主要に関わる共助職が医療・介護・保健関係職であることは異論のないところである。

地域包括ケア体制は「持続可能性」の観点から、ボトムアップ型（住民主体型）で制度設計されており、自助・互助・共助・公助のロールモデルのダイナミズムから、本来共助体系が中心となって地域包括ケア単位における活動を十分な倫理性に基づいて主導すべきであり、むしろ、共助体系から行政（公助）への積極的フィードバックが行政施策の柔軟な対応の確保に欠かすことのできないパスウェイである。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合「健康・医療・介護」会合第4回（平成30年3月9日）では、『地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能のイメージ』が提示され、薬局・薬剤師にとって、住民の啓発・教育・相談応需は地域包括ケア体制において日常臨床業務であることが示されている。

(2) 災害防止対策の側面から

災害対策基本法第7条によれば、「区域内の公共団体（学校や公益法人等）は法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。」とするとともに、「災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者」（病院・薬局等が当然に含まれる）は災害時においてもいわゆる平常業務を可及的に実施すること、それと並行して災害対策活動に協力することが求められている。

災害対策基本法では、このように、地域の公共的団体等と医療・保健に関わる共助組織・

職種に対して、

- ① それぞれに災害時にどのような働きを期待するか

② それぞれに災害時に備えて、平時にどのような働きをすべきか、というようにそれぞれの役割分担を明示し、それぞれに二次予防、一次予防について連結的な指示を出している。

これを地方自治体の薬物濫用防止施策に置き換えた場合、現況においては、地域の公共的団体等と共助職種等がまず役割上整理されておらず、それだけではなく、一次予防と二次予防の概念も整理されているとは言えない。

なお、災害対策基本法に関連する「薬剤師のための災害対策マニュアル」では、薬剤師・薬局に対して「地域住民患者の安全支援のための措置」として平時より患者のみならず、地域住民の把握と啓発を不断に行うべきことが規定されている。

(3) 法改正等の動向から

「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」に照らせば、将来の我が国の地域社会の健康・健全性を確保するために、薬機法関連業態・職種においてはその存在「価値」の転換を図らなければならず、プロモーション優位の業経営・職務運用を見直さなければならない。

とりわけ、薬剤師・薬局については、保険調剤への埋没に関して、厳しく指摘され、患者個人については信頼性の高い薬物療法の完遂のため、適正な関心を持ち、継続的関与を行うこと、他の医療関連機関及び職種・介護関連機関及び職種との連携のもと、適正実施すべきことが求められている。更に地域住民による主体的な健康維持・増進を支援するという機能(いわゆる「健康サポート機能」)の向上強化が重点的に求められ、薬

剤師・薬局としては、個人から地域社会全体、医療のみならず保健衛生、モノのみならず情報といった視点による地域貢献が求められ、本来的存在価値の再建とそれに見合う能力開発が求められているものと考えられる。

以上、現況において、地域の社会資源であり、地域の有力な共助体系である薬剤師・薬局が、直接的な経済利得に無関係に地域の公衆衛生環境・条件(人的環境・条件を含め)向上と健全な生活確保のために、その専門性に基づいて日常的に不断の啓発・住民教育・生活看視を行うことは社会制度上、法制の動向上必然であり義務であると結論できる。

2) 地域の共助職種が、日常臨床の一部として薬物濫用防止を中心とする地域の生活レベルにおける医薬品等の適正流通・適正使用に係る看視や啓発・教育を担うための具体的アクション

前記の論理的考証をバックグラウンドとして、地域の薬剤師・薬局による自律的な地域活動を推進するため、その支援・研究・普及を目的とする団体を設立し、始動した。平成30年度は、バックグラウンドとなる考え方について参加者に問うとともに、活動を推進するための教育方法、資材等の検証を開始した。

3 薬業関連組織が行う地域貢献事業の分析・評価と将来展望

今般、業態、規模、経営の異なる薬局又は薬剤師を中心とした組織が、それぞれにどのような地域貢献活動を行っているかをピッ

クアック調査し、それぞれがどのように薬物濫用防止を含む地域住民の健康と生活の健全性向上に寄与できるか、同一地域において、異なる経営の薬局が連携して活動できる可能性はあるか等を検討した。

すでに薬剤師・薬局が先見的に地域活動に取り組んでいる事例について検討したところ、薬剤師・薬局には相当の潜在能力があり、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）に基づき、地域社会との共存共益を図る視点が確保されれば、地域貢献活動に対するモチベーション形成につながる事が明らかになった。当然、薬剤師・薬局には地域の共助職としての責務も存在する。しかしながら、一方では、こうした活動が社内完結型で展開されていることが多く、地域というレベルでは必ずしも共有できないこと、また、現在の薬剤師・薬局の多くは、こうした非営利的地域活動を自らの当然の責務・業務とはとらえていないこと、地域活動を実施する上でのバリエーション確保という考え方もないこと、などの問題がある。

加えて地方自治体・地域行政も多くの場合、社会資源としての薬剤師・薬局に目をむ

けることがないという実状もあり、現場的モチベーションにとってマイナス要因にもなっている。

こうした課題の解決には、まず、会社組織にとらわれない人材育成が最も急がれ、そうした人材育成作業が適正なものとして行政に認められることが必要である。次に、人材育成が実践上適切なものとして、普及していくことが必要である。自律的な薬物濫用防止の視点による地域啓発活動は、さまざまな切り口、さまざまな局面で行われているが、原則的に合理的な共通の実践目標があって、それを地域事情や対象となる住民の関心などによってアレンジしていく能力は今後必須となる。

そのためには、科学的社会的に妥当な基礎資料があることを前提として、人材育成のためのコンピテンシー等が提示されていることが必要である。

現在、日本緩和医療薬学会では、「麻薬教育認定薬剤師」の育成システム整備に向けて作業を行っており、今後、薬剤師会、学校薬剤師会、厚生労働省関連部署等との協働で連携的に人材育成を図るものとしている。

2019年度（平成31年、令和元年）分担研究の骨子

【目的】

非常に変化の速い薬物情勢に鑑みて薬物犯罪の構造変化に着目し、薬物濫用防止のために必要な視点と取組の方向性を検討し、平成30年8月に策定公表された第五次薬物乱用防止五か年戦略の進捗を踏まえ、地域教育にどのような取組が求められるかを検討する。

併せて、薬物濫用防止を中心とする地域の公衆衛生向上に向けた土壌形成を促進するため、薬剤師を中心とした共助職種向けの広報・学習の機会を提供するとともに、共助職・地

域住民の相互交流・相互学習の場を設ける。

【計 画】

調査研究 1 2019 年現在の薬物情勢の分析と第五次薬物乱用防止五か年戦略における
広報・啓発・教育の方向性の検討

調査研究 2 共助体系による薬物濫用防止を軸とした地域の生活衛生安全向上活動推進を
目的とした広報・啓発の取り組み

2019 年度（平成 31 年、令和元年）分担研究の総括

1 2019 年現在における薬物犯罪の状況・ 傾向と今後の薬物濫用防止啓発・教育の 視点

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを直接のトリガーとして外国人の本邦訪問が飛躍的に増大する可能性が高いこと、すでに政府の方針「観光立国」に基づき、外国人の訪問が 10 年前には考えられなかったスピードで増加しつつあることなどに鑑みて、2019 年現在の薬物犯罪情勢とこれまでの統計から見える傾向を、覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬といった薬物種類別に、①犯罪者数の動向及び年齢別構成、②組織暴力団及び外国人の関与の動向、③外国から国内への供給（違法輸入）の傾向の 3 視点から分析した。

現在、我が国の地域社会では文化や生活常識の異なる人々を受け入れる態勢が、ハード面でもソフト面でも十分であるとは言えない。特に異文化交流ならぬ「日本の社会常識とは相いれない異文化の浸透」、端的に言えば「大麻使用は文化」といった主張が、これまでは一部の国内勢力による主張だったものが、直接に大麻使用が許容されている外国人との接触の中で、「大麻もそう悪いものではない」というムードが醸成されて

いった場合、どれだけそれに抵抗できるのか、全くの未知数である。

現況で懸念されるのは、収益目的の違法薬物持ち込みだけでなく、そもそも犯意の薄い層による違法薬物の持ち込みの増加＝生活感覚・文化の持ち込みである。地域社会の生活安全という意味では、国内・国際的に違法性が常識となり、比較的閉じた流通体系を持つ「覚醒剤」以上に大麻、麻薬・向精神薬について生活の水際で警戒を強めなければならない。現実的な「モノの持ち込み」以上にアメリカを含めた、大麻使用、麻薬使用のゆるさといった感覚がそのまま持ち込まれることも想定され、大麻を皮切りに麻薬・向精神薬乱用がセットで拡大する可能性が考えられる。

わが国では、若年層を中心に異文化に対するあこがれが強く免疫が低い。適正な知識や評価力、批判力がないままに、「違法薬物使用」のハードルが下がっていく可能性を現実的なものとして考えていく必要がある。

今後は薬物犯罪の取締り強化と薬物犯罪に関する報道の強化、こうした背景によるリアリティのある広報と啓発が随時実施できる体制が必要とされていると考えられる。

2 第五次薬物乱用防止五か年戦略の進捗と地域社会における取組

第五次薬物乱用防止五か年戦略の性格を表すキーワードは「広報強化」、「統一の方針による啓発強化」といえるかもしれない。先述したヒトとモノの流入・流出のグローバル化を踏まえ、違法薬物の流入や違法薬物の使用に関する徹底した取り締まりと、国際的なコンセンサス確保をベースとした広報強化は必要不可欠である。こうした広報をどのような水路でどのような社会層に対して、どのような方法で実施していくかの体系化を迅速に図っていく必要がある。また、啓発についても同様であり、第五次薬物乱用防止五か年戦略では、省庁間、国一地方自治体間で「統一の方針」が掲げられ、啓発活動のスケジュール化、内容の相互的理解、それに基づく地域近接化が図られている。

広報・啓発に続く教育の部面でも、大学生に対する対策として大学教職員を薬物濫用防止に係る専門性をもった人材として育成する、あるいは地域において薬物濫用防止のキーパーソンとして活動できる人材を育成するなどのアクションが規定され、戦略後半期における成果が期待できるものと考えられる。

3 地域コミュニティにおける薬物濫用防止に係る土壌形成と地域共助職の役割

行政による薬物濫用防止施策が恒常的に効果を発揮するには、地域社会における薬物濫用防止の地域的生活的価値が認識され、地域活性向上に益するものとして現実化されるところまでの想定がなければならない。

薬物濫用防止施策のありかたの検討の側路として、平成 29 年度において地域包括ケ

ア体制の成り立ちと目指すところについて検討し、平成 30 年度においては災害対策のありかたについて検討した。このいずれにおいても明らかになったことは、地域社会にとって、「〇〇防止」とは、0 次予防の要素をはらむものである、ということであった。0 次予防とは、次段階の 1 次予防効率を高め、もって地域社会の公衆衛生向上を図り得る条件・環境構築であり、生活常識としての土壌形成である。

翻って、地域社会単位の土壌形成にいわゆる共助職種が関わるべきことは、地域社会のロールモデルからして合理的であり合目的性があるといえる。また、主に薬剤師等の共助職種は国家免許職種であり、公衆衛生向上に関する任務または責務を直接間接に負うものとされており、その意味で国家施策の一翼を担うのは当然でもある。

研究会を介した諸活動の目標は、第 1 に、地域の薬剤師・薬局が調剤中心の業務体系から地域の健康、健全な生活、公衆衛生の向上といった薬事衛生活動をも重点化することの必要性、必然性についてコンセンサスを作ること、続いて、こうした薬事衛生活動にはどのような局面があるかなどについての認識形成・共有を図ることであった。

現在、地域の薬剤師は一連の法改正の意義や社会情勢の変化の全体像がつかめないうまに、現場的対応を迫られている場合が多く、少なからずモチベーションの低下も見られ、薬事衛生活動が主務であることのコンセンサスを作ることとモチベーションの向上は表裏一体のものとしてファシリテートしていく必要があった。

薬事部面では法制度改正が一応の決着となり、先行する健康サポート機能に関する

体制づくりも進行しているのではあるが、薬事衛生活動にどのような部面が想定されるか、その想定される部面での活動について、何を目標に、どのような場とツールを用いて活動するか、については、あまり具体的な方略は見当たらない。特に、薬物濫用問題については、日常的に生活ベースで取り組むべき課題とはほとんど認識されていない。課題としての認識が低い＝薬物濫用防止活動の必要性やその社会的価値の否定ではなく、ただ「わがこととは思わない、普段、意識に浮上してこない」のであり、これはこれで薬学教育に薬物濫用防止が取り入れられている現状からしても問題であるといえる。

今後も、薬局・薬剤師が地域の薬事衛生に関わることは日常臨床としての位置づけにあること、その地域課題の1つとして薬物濫用防止があること、薬物濫用防止という視点で住民の生活に関与していくことで得られる社会的利益などについて地道に体系的な啓発を行っていく必要性が明らかとなった。

また、薬物濫用防止を考える場合には、科学的側面と倫理性、社会的ロールモデルに応じた対応が要求されるものと考えられる。先述のように薬物濫用防止には、国家レベルでの戦略があり、これを最終的にある地域で生活する生活者の生活常識として浸透定着させ、適正な行動がとれるレベルにまで持ち上げることで考慮しなければならない。

「常時」の「多角的アプローチ」によるコンセンサス形成と行動変容の確保とは大きくは健康づくり、地域づくりのコンセンサス形成といってもよい。

このような場合、戦略・計画末端における

実行者(共助職種)はそのまま地域のキーパーソンとなり、顔の見える関係による住民側キーパーソンの育成と地域全体への波及を考えていく必要がある。そして、実施側キーパーソンは、住民側キーパーソンその他の住民と国、地方行政の施策をつないでいく必要がある。このような末端における取組によって薬物濫用防止の土壌を形成し、それによって国、地方行政などが行う各施策の効果を向上させることは、これからのコンパクトコミュニティの公衆衛生にとっては必要不可欠なループになると考えられる。

なお、実施側末端キーパーソンには、薬物濫用防止に係る統一的な方針とビジョン、科学的知見、法制度、倫理、利用できる社会資源、アプローチ方法、などについての一定の素養が必要であると考えられる。薬物濫用防止活動は多角的に実施されるものであるが、自らの立場性に応じて不要な混乱をきたすことなく、目標とビジョンを共有し、一連の計画に即して矛盾や誤謬なく実施し、目標に到達するための基礎的条件ともいえる。

薬物濫用防止教育に「教育」という視点で先行する学校薬剤師、地域の薬物乱用防止指導員などの指導の機会を作ること、あるいはさまざまに提示される教育資材などを利用した地域の薬剤師を中心とした共助職の「薬物濫用防止」にむけた人材開発が次段階の課題となる。